

議案第 7 1 号

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例の一部を改正する条例

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例（平成 2 0 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第 3 条 施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)に規定する、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第 5 条第 1 4 項</u>に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援事業」という。)</p> <p>(3) <u>法第 5 条第 1 5 項</u>に規定する就労継続支援(以下「就労継続支援事業(B型)」という。)</p> <p>(4) <u>法第 5 条第 2 8 項</u>に規定する地域活動支援センター(以下「地域活動支援センター事業(Ⅲ型)」という。)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第 3 条 施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)に規定する、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第 5 条第 1 3 項</u>に規定する就労移行支援(以下「就労移行支援事業」という。)</p> <p>(3) <u>法第 5 条第 1 4 項</u>に規定する就労継続支援(以下「就労継続支援事業(B型)」という。)</p> <p>(4) <u>法第 5 条第 2 7 項</u>に規定する地域活動支援センター(以下「地域活動支援センター事業(Ⅲ型)」という。)</p> <p>(5) (略)</p>

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

